

第2回千葉市景観総合審議会会議録

- 1 日 時： 平成24年5月22日（火）午後2時03分～午後3時33分
- 2 場 所： 千葉中央コミュニティセンター8階 「千鳥・海鷗」
- 3 出席者： （委員）
北原委員、栗生委員、田口委員、野澤委員、八木委員、
山崎委員、中野委員、宮下委員、山本委員、小林委員、
植草委員、日野委員
（事務局）
河野都市局長次長、小林都市計画課長、加藤都市景観デザイン室長、
瀧本都市景観デザイン室主任技師、小澤都市景観デザイン室主任技師
河村都市景観デザイン室技師、林都市景観デザイン室技師
木島（都市景観デザイン室）、前橋都市景観デザイン室主査

4 議 題

1. 開 会
2. 千葉市挨拶
3. 会長挨拶
4. 会議録署名人の指名
5. 議事
 - 1) 千葉市都市景観計画の変更について（諮問）
景観形成推進地区の指定（幕張新都心中心地区）
 - 2) 第1回千葉市都市文化賞について（報告）
6. その他
7. 閉 会

5 会議経過

前橋都市景観デザイン室主査： それでは、定刻を過ぎましたが、これから第2回千葉市景観総合審議会を開催いたします。よろしくお願いいたします。私は、本日の司会進行を務めさせていただきます都市計画課の前橋でございます。よろしくお願いいたします。

本日、ご出席いただいております委員でございますが、15名中12名ご出席の回答をいただいております。お二方、まだ列車のほうに支障があつて、まだ到着されてない委員がございますが、ちょっと遅れるというご連絡をいた

だいておりますのでよろしくお願いいいたします。12名一応ご出席ということでご連絡いただいております。過半数に達しておりますので、千葉市景観総合審議会設置条例第5条第2項により本審議会は成立しております。

また、千葉市景観総合審議会運営要領では、審議会は公開を原則としておりますので公開会議とさせていただくことについてご了承いただきたいと思っております。

なお、本日の景観総合審議会の開催に当たりまして、産経新聞社、千葉日報社から審議会の模様を撮影したいとお申し出がございます。ご了承をお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、千葉市都市局次長河野よりごあいさつを申し上げます。

河野都市局次長： ただいまご紹介をいただきました都市局次長の河野と申します。よろしくお願いいいたします。

開会に当たりまして一言ごあいさつをさせていただきます。

本日は、お忙しい中、また足元の悪い中、景観総合審議会の方にご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

また、日ごろより本市の都市行政に対しまして、ご指導とご協力をいただき感謝を申し上げます。

本日の審議会は、平成22年12月に都市景観審議会と屋外広告物審議会の統合により新たに発足しまして、昨年7月4日に第1回を開催し、本日が第2回目の開催となります。

昨年度は、審議会よりいただきました助言、提言を踏まえて策定しました景観計画に基づく啓発事業の一つとしまして、3月21日に千葉市都市文化賞シンポジウム2011を開き、受賞者に市長より表彰を行ったところでございます。

景観形成の推進には、さらなる普及・啓発が重要と考えております。都市文化賞のほかにも、さまざまな工夫により、市民の景観意識の性情を図り、市民、事業社、市の三位一体ですぐれた住環境やにぎわいにあふれたまち並みをつくり出していきたいと考えておりますので、引き続き委員の皆様にはさらなるご指導、ご協力をお願い申し上げます。

さて、本日の審議いただきます議題は、千葉市景観計画の変更として、幕張新都心の業務系と商業系の地区を景観形成推進地区に指定するものでございます。幕張新都心の魅力をどのように守っていくか、地元企業の皆さんが、市のアドバイスのもとに3年をかけて取りまとめられたものでございます。千葉市といたしましても、初めての景観形成推進地区として指定するものでございます。ぜひそれぞれ皆さんも専門の立場から、奇譚のないご意見をい

ただき、ご審議のほどをよろしくお願いいたしまして、簡単ではございますが、私のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

前橋都市景観デザイン室主査： 続きまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。

なお、紹介順と座席につきましては、お手元の委員名簿の順番となっております。ご了承ください。なお、委員名簿の役職につきまして変更が生じています委員におかれましては、後日、事務局までご一報いただきたいと存じます。それでは、ご紹介いたします。

千葉大学工学部教授、北原理雄委員でございます。

千葉大学工学部教授、栗生明委員でございます。

多摩美術大学美術学部教授、田口敦子委員でございます。

工学院大学建築学部教授、野澤康委員でございます。

NPO法人景観デザイン支援機構副代表理事、八木健一委員でございますが少々おくれるという連絡をいただいております。

続きまして、日本大学理工学部助教、山崎誠子委員も同様に本日おくれるという連絡をいただいております。よろしくお願いいたします。

千葉県屋外公告物美術協同組合常務理事、中野聖子委員でございます。

社団法人千葉県建築士事務所協会副会長、宮下登久子委員でございます。

NPO法人まちづくり千葉理事長、山本俊子委員でございます。

千葉県警察千葉市警察部総務課長、小林秀樹委員でございます。

公募による市民委員、植草昭教委員でございます。

公募による市民委員、日野勝吾委員でございます。

以上、本日の出席者でございます。

なお、千葉大学法科大学院教授、鈴木庸夫委員及び財団法人日本色彩研究所主任研究員、大内啓子委員及び千葉商工会議所常務理事、小川隆委員の3名につきましては、本日欠席という連絡をいただいております。

引き続き、事務局の紹介をさせていただきます。

千葉市都市局次長、河野でございます。

途中で恐れ入ります。ただいまNPO法人景観デザイン支援機構副代表理事、八木健一委員が到着してございます。

続きまして、千葉市都市計画課課長、小林です。

都市計画課都市景観デザイン室長、加藤です。

都市景観デザイン室主任技師、瀧本です。

都市景観デザイン室主任技師、小澤です。

都市景観デザイン室技師、河村です。

都市景観デザイン室技師、林です。

都市景観デザイン室、木島です。

最後に、私、都市景観デザイン室主査、前橋でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、ここで本日の資料を確認させていただきます。

委員の皆様には、事前にお送りしております資料、本日、お持ちいただくようお願いしております。お持ちでない場合は、事務局で用意してございますが、お申しいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、資料を確認させていただきます。まず1枚目、表紙に次第がついているものです。開いていただきますと、2枚目から、委員名簿、席次表となっており、続いて、議事1「千葉市景観計画の変更について」、及び議事2「第1回千葉市都市文化賞について」となっております。

次に、議事1についての別紙資料が2種類ございます。1つは、A4縦の諮問書の写し、2つ目は、A3横の「幕張新都心中心地区 景観形成基準」でございます。

さらに、本日テーブルにお配りしております資料が3種類ございます。1つ目は、A4縦冊子の「平成23年度千葉市都市文化賞実施報告書」、2つ目が、シンポジウム2011のリーフレット、3つ目が、各条例集でございます。

以上が本日の資料でございます。不足がございましたらお声をかけていただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、北原会長にごあいさつをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

北原会長： 皆さんこんにちは。お天気の悪い中、また、電車が乱れている中お集まりいただきましてありがとうございます。本日の議事は次第にありますように、千葉市景観計画の変更についてと、第1回千葉市都市文化賞についてというのですが、景観形成地区については、条例の中で地域の特性を生かして、先導的に景観形成を行う地区ということで定められております。強力に魅力ある都市景観の形成を図る地区ということで指定が待たれていたところですが、幕張において、地元の企業さん等のご努力により合意形成が図られたということで今回議題に挙げられております。大変心強いことだと思っておりますが、また、内容等につきまして、委員の皆さんの忌憚のないご意見をいただいて、さらに充実した景観形成地区に向けて実施への反映を図れればと思っております。

それから、千葉市都市文化賞については、従来の優秀建築賞を発展的に改めたというか、充実させたというべきかもしれませんが、都市景観、あるいはまちづくりへの取り組み等、そういう文化的な側面をさらに加えて、第1回の文化賞が昨年度実施されました。これについても内容の報告を楽しみにしております。お忙しい中ではありますが、よろしくご審議のほどお願いい

たします。

前橋都市景観デザイン室主査： ありがとうございます。

続きまして、北原会長より、千葉市景観総合審議会運営要領第5条第2項に基づきます、本日の会議録署名人の指名をお願いいたします。

北原会長よろしく申し上げます。

北原会長： 会議録署名人ですが、会議録は会長と会長が指名する委員が署名することになっています。公平性を期すために、副会長を除いた輪番制ということでお願いしています。前回、田口委員にお願いしましたので、今回は、野澤委員にお願いいたします。

野澤委員： はい。

北原会長： よろしくをお願いいたします。

それでは、会議録署名には野澤委員を指名いたします。

前橋都市景観デザイン室主査： ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。北原会長、引き続き進行のほうをよろしくお願い申し上げます。

北原会長： それでは、議事に入ります。

まず、傍聴の方をお願いいたします。お配りした傍聴要領をお守りいただき審議会の進行にご協力をお願いいたします。

それでは、初めに、議事1の千葉市景観計画の変更について、事務局から説明をお願いします。質問については、議事ごとに事務局の説明が終わった後でお願いすることにしたいと思います。

それでは、事務局お願いします。

加藤都市景観デザイン室長： デザイン室の加藤でございます。着席してご説明させていただきますと思います。

本議事は、本審議会への諮問となります。本日ご審議していただくものは、幕張新都心中心地区を景観計画に基づく推進地区として指定するものでございます。

別紙に用意してあります諮問書の写しをごらんください。先ほど資料のご説明であったと思いますが、こちらのほうです、A4縦。1枚目が諮問書という形で、2枚目以降が、その内容になっております。2枚目以降についてご説明します。

最初に、推進地区の名称、位置、面積等の地域概要が記載されてありまして、その後、方針、洗練された魅力とにぎわいのある幕張新都心の景観づくりという方針のもとに各景観形成基準が書かれています。これがご審議させていただく内容ですが、基準につきましては、後ほど写真とあわせてご説明させていただきたいと思います。

それでは、スクリーンのほうをごらんください。

初めに、法令の根拠についてご説明します。

千葉県都市景観条例第10条第2項に、市長は景観計画を変更しようとするとき、千葉県景観総合審議会の意見を聞かなければならないと規定されております。また、同条第11条第1項及び第2項により、地域の特性を生かし、先導的に都市景観の形成を図るため取り組む必要があると認める地区を景観形成推進地区として定めることができるとされておりまして、その地区ごとに景観形成に関する方針を定めるものとされております。

続きまして、景観計画の14ページが映されております。

2-2、景観形成推進地区についての記述でございますが、この記述の後に、このように幕張新都心中心地区と記入し、千葉市における初めての推進地区として景観計画に位置づけるものでございます。

次に、景観計画の57ページの部分ですけれども映し出されておまして、ここは、4-3、景観形成推進地区における景観形成の記述のところでございます。先ほどと同様に、ここの記述の後にこのように幕張新都心中心地区の景観形成基準を位置づけるものでございます。

先ほどもお伝えしましたけれども、基準の具体的な内容については諮問書のとおりでございますけれども、この場面では省略させていただいておまして、後ほど改めてご説明させていただきたいと思っております。

それでは、最初に、幕張新都心中心地区の経緯についてご説明いたします。

まず、地区の位置についてでございますが、こちらが幕張新都心中心地区の位置でございます。

本地区は、JR京葉線の海浜幕張駅を中心に、通称業務研究地区と呼ばれる部分、青い字で書かれているところですね。タウンセンター地区、赤い字で書かれているところですが、呼ばれる部分を合わせた面積112.3ヘクタールの地区となります。

業務研究地区は、1989年に日本コンベンションセンター——現在の幕張メッセでございますが、開業したのを皮切りに国内外を代表する企業が立地し、国際的な業務機能が集積するオフィス街となっております。

一方、タウンセンター地区は、三井アウトレットパーク幕張やイオン幕張などの商業施設やホテル6社が営業する地区であり、東京ディズニーリゾートや成田空港などへの来訪者が滞在する場所として多く利用されております。この2つの地区を合わせ、幕張新都心中心地区としております。

幕張新都心中心地区は、これまでも調和のある良好な都市景観の形成と保持を目的に、事業主体である千葉県企業庁が、昭和62年に幕張新都心環境デザインマニュアルを作成し、また昭和63年には千葉市が、都市計画法による

地区計画を決定し、良好な景観形成を保持してまいりました。しかしながら、このまちづくりの主体となってきた千葉県企業庁の業務見直しにより、平成24年度末で企業庁がこの地域での事業活動を終息すると予定しております。そこで、このまち並みをどのように守っていくのがこの地区の大きな課題となり、地区内の企業で構成する幕張新都心まちづくり協議会と千葉市が連携して、平成21年度から景観法による景観保全の検討をしてまいりました。

こちらが、幕張新都心まちづくり協議会の活動経緯の概要でございます。平成21年度から23年度まで、毎月開催した勉強会には、千葉市も参加し、まち歩きにより発見した課題や、これからどのようにしてこのまちを守っていくかなどを協議し、企業庁が策定した環境デザインマニュアルの内容を踏まえ、地区計画との整合性を考慮するなどして、景観形成基準の検討を重ねてまいりました。

そして、協議会は、平成24年1月にこの基準を協議会の全会員に対して意見聴取し、合意形成がされてまいりました。そして、平成24年4月20日の協議会総会でこの基準により幕張新都心中心地区の景観保全を図るため、景観形成推進地区の指定を千葉市へ依頼されました。

ここまでの、まちづくり協議会の活動の経緯でございます。

次に、景観保全の方法についてご説明いたします。

まず、本地区を推進地区に指定しますと、建築物などの新築、増築等の行為は、規模にかかわらず景観法に基づく届け出の対象となり、法による景観保全がなされることとなります。

一方、屋外広告物の表示や掲出等の行為は、景観法に基づく届け出行為には該当しないため、景観法による景観保全をすることがなりません。

そこで、今後の課題として、千葉市屋外広告物条例の地区制度の導入などによる検討をしてまいります。

次に、こちらが現在の行為別運用フローになります。

現在では、事業者が建築物などの新築や増築、屋外広告物等の表示、掲出を行う場合には、幕張新都心まちづくり協議会と千葉県企業庁が連携して、環境デザインマニュアルにより事業者と協議を行っております。しかしながら、平成24年度末の企業庁撤退後は、その役割の一部を景観法により守っていくこととなります。こちらが景観形成推進地区指定後の行為別フローとなります。建築物などの新築、増築等の行為は、幕張新都心まちづくり協議会と事前相談を行い、その後、千葉市への景観法に基づく行為の届け出を行うこととなります。一方、屋外広告物の表示、掲出については、協議会との相談により、協議会のルールを遵守し、その後必要に応じて屋外広告物条例に基づく千葉市への許可申請となります。

続きまして、景観形成基準についてももう少し具体的にご説明いたします。
まず景観形成の目標です。

幕張新都心まちづくり協議会は、本地区の景観形成に関する方針を洗練された魅力と、にぎわいのある幕張新都心の景観づくりと決めました。

次に、項目ごとに景観形成基準についてご説明いたします。なお、参考として、お手元にA3カラーの幕張新都心中心地区景観形成基準と題した資料をお配りしております。こちらが、幕張の協議会が検討してまいりました内容になります。左側が、従来からのデザインマニュアル、デザインマニュアルをどのように右側の景観形成基準に持ってきて反映させた、形を変えてきたというようなこのA3の資料で検討を重ねてまいりました。

スクリーンのほうでお願いします。

本基準は、基本的に企業庁の環境デザインマニュアルを踏襲しておりますが、公共事業で整備するものや、地区計画で既に担保されているものは基準から除いております。

本基準の項目は4つになります。

敷地利用、建築形態等、植栽、屋外広告物及び屋外を対象とする広告物等となっております。

なお、4の屋外広告物及び屋外を対象とする広告物等につきましては、先ほどもお伝えしておりますが、景観法による届け出の対象行為ではありませんので、まちづくり協議会独自のルールとなることとなります。

スクリーンをごらんください。

ここからは、各基準の項目とその内容をご説明いたします。また、映し出されている写真は、現在まで幕張で環境デザインマニュアルで整備された幕張地区の実例写真となります。

まず、1、敷地利用の基準です。

写真は、スカイウエイとあわせた地盤レベルの写真です。基準としては、道路、スカイウエイからの寄りつき及び歩行者空間の景観等を考慮し、敷地周りの地盤レベルを設定します。

次に、アーバンスペース。

写真は、地区のシンボルとなるコーナー広場の写真です。主要交差点に面した大規模な敷地の角地にコーナー広場を設け、効果的な演出による個性的景観の形成と歩行者環境の向上を図ります。

駐車場の前面にある高木の植栽帯の写真です。駐車場の周囲に植栽や工作物を設置し、景観に配慮します。

出入り口周辺の見通しを確保し、歩行者の安全を配慮します。

道路境界と連続した空間や植栽帯の写真です。敷地の境界には、原則とし

て垣、または柵を設けず、植栽、もしくは自然のり面とします。

以上が、敷地利用の基準となります。

続いて、建築形態の基準です。

スカイウェイと建築物の接続の写真です。建築物の地上階、並びにスカイウェイの接する低層部等は、活力とにぎわいのあるまちを形成するため、商業施設等の導入に留意します。スカイウェイが接続する建築物の部分は、スカイウェイのレベルに整合させ、歩行者が利用しやすいように配慮します。

各地区における外壁の色彩の写真です。建築物と外壁の色彩は、原則として高彩度の色彩を避け、周辺の景観と調和した落ち着いた色調、明るい色調とします。

屋外設備の建築物本体との調和の写真です。屋外設備の形態、色彩等デザインは、周辺の景観と調和するよう配慮するとともに、周辺と写生する植栽に努めます。

以上が、2、建築形態等の基準となります。

続きまして、植栽の基準です。敷地内植栽のところでは、

敷地内の演出の写真です。敷地内のアーバンスペース等には、緑豊かな新都心環境を形成するため、道路植栽や建築物の調和を図った緑化を行います。

アイストップ、道路ぎわの空間のデザインの写真です。アイストップでは、修景の顕在化やイメージアップのため、状況に応じてシンボリックな植栽を行います。

以上が、植栽の基準となります。

続きまして、屋外広告物です。

集約化された広告物と広場と一体的に計画された広告物の写真です。

商品のディスプレイによるにぎわいの演出の写真です。

デザインに配慮した可動式広告物や屋外に向けて表示するポスターの写真です。

これらが、幕張新都心まちづくり協議会が作成した幕張新都心中心地区の景観形成基準です。なお、敷地利用、建築形態等、植栽は、推進地区の指定により景観計画に基づく基準となります。

最後に今後のスケジュールについてご説明いたします。

この景観計画の変更について、本審議会の審議の後、都市計画法の規定により7月に予定されております都市計画審議会に付議し、意見を伺うこととなります。そして、10月をめどに告示により推進地区の指定を行う予定です。平成25年3月末には、千葉県企業庁が本地区より撤退いたしますが、翌4月からは、景観法に基づく行為の届け出により景観が保全されるようになります。

以上で、議事1の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

北原会長： どうもご苦労さまでした。

事務局から説明していただきました千葉市景観計画の変更については、市長さんから諮問を受けていますので、審議会として答申をする必要があります。進め方として、質問、ご意見、特に区別せずにまとめていただいて、答申へ向けて意見を取りまとめていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

質問、ご意見おありの方は挙手をお願いいたします。

植草さんお願いします。

植草委員： 植草です。スライドナンバーの6番になるんですか、第1章の経緯、景観形成推進地区が設定されていて、業務地区があるんですけども、この西側というんですか、北側の今駐車場になっているところ、これ豊砂地区というんですけども、ここは指定されていないようなんですけども、私がちょっと聞いた話では、この豊砂地区にイオンが——JMSというんですか、大型ショッピングセンターを計画しているということを聞いたんですけども、何か市役所の方はそういう話を聞かれていますか。それについて、ここまで設定しなくていいのかなってちょっと前から考えていましたけれども。

北原会長： 北側というか西側の拡大地区を景観形成推進地区に含めなくてよいのかというご質問かな、事務局いかがでしょうか。お願いします。

小林都市計画課長： 都市計画課長の小林と申します。

初めに、イオンの進出につきましては、企業庁が一昨年度事業者を募集いたしましたして、事業進出予定者ということで決定されております。現在、その中身につきまして企業庁とイオンのほうが協議しているというような状況であります。

景観形成推進地区に入れないのかどうかにつきましては、室長のほうから回答させていただきます。

加藤都市景観デザイン室長： 私のほうからは、景観形成推進地区のほうのご説明をいたしますけれども、私が先にご説明した中で3年間、今ある企業の人たちが幕張新都心中心地区という形でまとめてきまして、そういう経緯がございますので、今どちらかというとな保全型というんですか、今ある形をどのように残していこうかということがありまして、今、課長からご説明がありました拡大地区については、これからということですので、一つは地元の企業の皆様との調整がまだ図られていないということで、今は、現在ご審議いただいている中のものを決めさせていただいて、拡大地区についてはその後どのようにしていくかというのを、また地域の皆様も含めて調整させていただいた

い課題だと思っております。

北原会長： 植草さんよろしいですか。

植草委員： 御存じということで、また今後必要に応じて検討していくということが認識されていれば、私はよろしいかと思えます。

北原会長： どうもありがとうございます。

地区指定に当たっては、地元の地域の合意の上にとということがあるので、ある意味では地域がほとんどまだ進出されていないところは今後の課題ということに多分なるんでしょうね。どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

八木さん。

八木委員： ちょっと私も、復習のためにもう一回確認したいんですけども、今の景観形成推進地区という指定をしていくという話しですが、その周囲の景観計画はどうなっていたんでしたっけね。全体、ここだけじゃなくて、周りのそこをもうちょっと頭に入れたいんですが何か資料ありますか。

北原会長： 事務局いかがでしょうか。現在の景観計画の中での位置づけはどうなっているのかということと、あわせて今後どうするかということも含まれているんだと思いますが。

加藤都市景観デザイン室長： まず、現在の景観計画の中で、幕張新都心、一つは市内を3つに分けて「うみのゾーン」と「まちのゾーン」と「さとのゾーン」というふうに分けていますけれども、その「うみ」と「まち」の間に立地する幕張新都心の景観ゾーンということでゾーニングしております。景観に配慮したまち並みを図るようということで位置づけておりますけれども、今、推進地区で審議していただいている基準ほど詳細に定めているものではないので、その辺は、もう少し届け出の内容が変わってくるというふうに理解しております。そのような答えでよろしいでしょうか。

北原会長： 景観計画の中での位置づけについてご回答いただきましたが、八木さんよろしいですか、それで。

八木委員： その辺は何となく思い出してきたというか、わかりました。そうすると、これは景観形成推進地区の第1号となるんでしたっけね。

加藤都市景観デザイン室長： そうです。

八木委員： ということは、要するに、今後そういう景観形成推進地区がほかの地区で指定がされるということになると、今回のこれがかなり前例として参考にされるわけですね、ということもありますね。

加藤都市景観デザイン室長： はい。

八木委員： ですよ。それで、これ結構重要なのは、ここは企業庁が事前に、さっきから説明があったように、いろいろな基準をつくってきいていたわけですね。

なので、それを基本的には踏襲するということになるんだと思うんですけども、ほかでは今予測される地区というのはありますか。次に形成推進地区になりそうなの。つまり何が言いたいかというと、事前に新しく開始されたところなので、結構時間をかけて企業庁だけじゃないですけども、いろいろな事業者、関連者が見つめてきた経緯があるわけです。だから、今回我々も、それをある程度前提にしながら、否定するんじゃないで、もちろんそれをベースにして守っていかうという姿勢になるわけですが、ここの話とちょっとずれて申しわけないんですけども、独自につくっていくことがあり得るとするならば、今回の基本内容がかなり参考になると思うんだよね。細かい点はともかくとしても、大きな骨格というのを前提にして将来のことも踏まえた決め方というか、それが必要になるのかなと。ここだけが特定な、非常に特殊化にならないようにしておいたほうがいいのかなと思うんですけども。そこら辺はどう考えればいいんでしょうか。

北原会長： 事務局お願いします。

加藤都市景観デザイン室長： まず、最初の質問で、ほかの地区はあるのかという、ほかの候補があるのかというものについては、住宅地区と、この東側にあたるところなんですけれども、幕張ベータタウン地区と呼称していますけれども、そこと、それから幕張ではないんですけども千葉駅の東口のほうに中央公園プロムナードというのが、通称50メートル道路と呼んでいますけれども、そこの沿道のところと、2つぐらいは候補として考えておまして、そこで地元の皆様方と協議に入ってはいますけれども、具体的にどのタイミングでどういうふうにというところまでは至っていません。

それから、2つ目の質問の、第1号なんで骨格となるようなものになってくるんじゃないかということなんですけれども、それにつきましては、ベースは企業庁のデザインマニュアルですけども、項目としては、次の地区指定につなげていけるような項目での整理というふうに考えてはおります。

以上です。

北原会長： 河野さん、お願いします。

河野都市局次長： 補足の説明を少しさせていただきますと、今の景観形成推進地区ということで、この幕張地区以外のところで2地区ほど動いていますというようなお説明をさせていただいたんですけども、この景観形成推進地区を景観だけ単独で動くのもなかなか今後は難しい部分もあるのかなというふうなことも執行部としては考えておまして、地区計画等の別の都市計画制度とあわせてまちづくりの協議をする際に、あわせてこの景観計画も一緒に地元で議論していただいて進めていくというような手法も今後取り入れていかなければいけないかなというふうなことを考えております。

以上です。

北原会長： ありがとうございます。

八木さんよろしいでしょうか。

八木委員： はい、ありがとうございます。

北原会長： ということで、今後、ベイタウン地区、そして千葉駅前の中央公園プロムナード沿道地区でも指定を想定しているということですが、八木さんもご指摘になられているように、第1号の指定が今後のモデルケースになる可能性が高いということでは、幕張新都心は更地にかなりはっきりしたビジョンを持ってまちをつくってきたところなので、そこでの景観形成のガイドラインをベースにしてここで都市計画の形成基準をつくっておくと、今後のモデルケースとしても比較的理想的に近いものができそうな期待は持てるんじゃないかなと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

野澤さんお願いします。

野澤委員： 先ほど、植草委員から西北のほうの話がありましたけれども、この区域を見るとスタジアムも外れているんですが、ネーミングライツですか、権利を持つ方がかわったときに、私、アドバイザーもやっているの、職員の方からちょっと広告のことがどうのこうのという話もちょっと耳にしたことがあるんで、こういうときに入れておかなくていいのかなという気がするんですけれども、これはもう既に前からあるものですから、先ほどのとは違うと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

北原会長： 事務局いかがでしょうか。スタジアム地区——公園のほうですね、が入っていないのはなぜかということですか。

はいお願いします。

加藤都市景観デザイン室長： マリンスタジアム——QVCマリンは、屋外広告物条例において公園ですので第1種地域ということで、広告等については、ほぼ禁止となり、すぐれた景観を維持すべき地域のなかにあります。

前橋都市景観デザイン室主査： 前橋でございます。

まず、屋外広告物条例としまして、第1種地域、一番規制の厳しい地域として指定してございます。結果、表札的な広告のみを最低限の面積で許可をしていると、認めているという地域でございます。したがって、ネーミングライツということでそこについて名前が施設名称ということですので、表札がわりという位置づけで取り扱ってございますが、ただ、今後、そういった新しい流れ、ネーミングライツもそうです、今後新しい流れについての規制というのが屋外広告物条例の中で検討はしていかなければならないというふうに考えてございます。

北原会長： 野澤さんそれでよろしいですか。

野澤委員： 今回のご提案は、僕は反対しないのでいいんですけども、せっかくうみのエリアとかいっているときに、海から一つ目の施設を含まずに海沿いの地域を指定するのもどうかなというのは私の個人的な意見としては表明しておきたいと思います。本来は、ちゃんと含めて、細かい広告物がどうこう言う前に、エリアとしてやはり海からこっち側をきちんと入れるんだという姿勢を見せるべきではないかなというのが私の意見です。

それから、もう一つは、ちょっと細かい話なんですけど、すごく細かいですが、きょうは景観計画の変更についてということなんですけど、ご説明の中では、14ページと57ページに1行書き加えますというご説明があったんですけど、これだけなんですけど、景観計画の本体に手が加わるのは。

北原会長： ご意見とご質問です。

加藤都市景観デザイン室長： ちょっと説明が不十分だったのをまずおわびいたします。見え方なんですけれども、そのように聞こえてしまったんですけども、景観計画の中に17ページと57ページにああいうふうには書き加えていくとあわせて、お手元に配っています諮問書の2ページ以降、諮問書の2ページ以降を足していきます。そのような形で景観計画の変更という形でまとめていくように考えております。

野澤委員： これ5ページ分ぐらいがどこかに挟まるという。

加藤都市景観デザイン室長： そうですね。

野澤委員： そのままじゃないかもしれないですが……

はいわかりました。ありがとうございます。

北原会長： よろしいでしょうか。

野澤委員： はい。

北原会長： 前半のご意見の部分、せっかくなんだから、海辺の中に海浜公園も地区に含めてはどうかということですが、これについては、今後、ぜひ前向きに検討していく。

河野さんお願いします。

河野都市局次長： 最初のご要望といたしますが、QVCマリンの周辺の幕張海浜公園を含めたエリアも景観形成推進地区に指定すべきだという話なんですけれども、あそこの公園は千葉県が所有する公園ということで、なかなか千葉市だけでは方針が出せないというところもあるのが一つ。

それと、そんなこともある中で、今うちの幕張の新都心の今後の展開という形で、今、県さんと千葉市のほうで合同で研究会等も含めてやっていますので、今後、その方針の中で、あの公園をどういうふうにしていくかという部分の中では、幕張だけじゃなくて、稲毛海浜、稲毛の緑、それと検見川も

ありますので、そういう連携した緑の部分について調整をしていきたいというか、勉強していきたいというふうに考えてはおりますので、今後、そういう方針が出た中で、またこの景観についても一緒にあわせて勉強していきたいということで、今回は、ちょっと間に合わないといえますか、中には入れられないという状況でございます。

以上です。

野澤委員： はい。

北原会長： よろしいですか。美浜園のあるところも今外れていますけれども、こっち側が指定されてベイタウン側が指定されると真ん中に白地が残ることなので、やはり将来的には、そこら辺も全部含めて指定ができるように取り組みを進めてください。お願いします。

ほかにいかがでしょうか。

はいお願いします。

日野委員： すみません質問です。

パワーポイントの6ページなのですが、景観形成の推進地区というのが2つ分けていて、業務研究地区ですか、あとタウンセンター地区と2つに分けているのですが、それぞれ、これは基準を変えるということ、そういった選択肢はあったかどうか。これちょっと質問なのですが、一応今のところ同じ基準ということになっているのですが、それぞれ分けるという、そういった選択肢はなかったのかなというのが素朴な質問です。

もう一つは、千葉県企業庁は24年度末に撤退されるということで、今後、この条例によって、景観法に基づいた保全をもうちょっとより強化できる方向になるのか、それとも逆なのか。当然強化するということになると思うんですが、前よりもより景観が保全されるというような認識なのかどうかというのを、2つちょっと質問したいと思います。

北原会長： ありがとうございます。

ご質問について、事務局いかがでしょうか。

加藤都市景観デザイン室長： 1つ目の質問については、最初にA3の資料の説明なんですけれども、1ページ目は、項目だけを書いてあります。そして、企業庁の環境デザインマニュアルとまちづくり協議会の基準はこのような関係になっていますよという、見出しというか、目次みたいなものと理解していただいて、2ページ以降に、それぞれのその項目、今見出しで書いてありました項目がデザインマニュアルでは左のように表現されていて、今ご審議いただくこの景観形成基準では右のような表現になっていますというような形で、ご指摘のように、ほとんどが業務研究地区とタウンセンター地区とかわらないところが多いんですが……協議会の初期の段階では、屋外広告物について

も整理していこうということで、業務研究地区やタウンセンター地区での見え方を変えてきて検討してきたのですけれども、途中最終段階というか、屋外広告物法に基づく届け出との整合性ということで、屋外広告物の件が抜けてきちゃいましたので、当初は業務研究地区とタウンセンター地区を分けて整理できればということでやってきたんですけれども、結果としては、ご指摘のように両方とも同じ基準になっております。

もう一つ、条例、今までと強化感はどちらになるのかということなんですけれども、我々としては、今までどおりというふうにとらえております。

以上でございます。

北原会長： 日野さんよろしいでしょうか。前半については、環境デザインマニュアルのほうでは一部業務研究地区とタウンセンター地区違う基準が定められているけれども、今回検討していく中で、そういった違いが基本的になくなってしまった、運用実態を考えてのことかなという気がしますが。ただ、後退ではないと明言されていますので、よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

小林さんお願いします。

小林委員： 警察のほうなんでございますが、やはり防犯とか交通の面とか、災害対策とか、いろいろやらせてもらった中で、やはり都市景観をきちんとやっていくという部分については、やっぱり防犯の面からも、また交通上の面からも、非常に有効なと言いますか、効果的な部分で作用するのではないかなと思っております。そうした中で、災害対策自体は、また別だとは思いますが、でも、実際、協議されている過程とか、実際の基準の中で、災害対策の部分で何かこの項目を入れたというような部分があるかどうかというのをちょっと確認させていただきたいんですけれども、お願いします。

北原会長： どうもありがとうございます。

議論の過程で、そういった話題が出てきたのか、それが反映されているところがあるのかということですが。

加藤都市景観デザイン室長： そのような議論はなかったと聞いております。

北原会長： でも、協議会はかなりそういうまちづくりの活動を取り組んでいらっしゃいますよね、違う。

河野さん。

河野都市局次長： 今、防災のお話がありましたので、少し千葉市の状況とか少し説明させていただきますけれども、この地区も含めて、美浜区全体はかなり液状化がしています。たまたまこの地区はそんなに業務地区ということでビルも大きいビルが集積していますので、この地区は歩道部分の液状化というのが大きな被害だったと思うんで、この地区での景観の議論の中では、余り

防災という視点はなかったんですけれども、戸建て住宅の磯部の7丁目、8丁目とかというところで、低層住宅の液状化した地区なんかでは、ブロック塀だとか、そういうものをなくして、今後は生け垣とか、道路と隣接をしている部分の緑化を推進しなきゃいけないなというような反省点というか意見はありまして、うちとしてもなるべくそういうものについては、今後、制度化はすぐにはできませんけれども、そういう視点でまちづくりは進めていきたいという反省点があります。

それと、この地区では、景観地区ではないですけれども、地区計画の中で境界のほうにはブロック塀という構造物をつくらずに、生け垣等で設置をするというようなところは、景観計画の中ではうたっていないのかもしれませんが、地区計画という別の都市計画のほうで指定をさせていただきます。

以上です。

北原会長： よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

八木さん。

八木委員： A3の5ページの屋外広告物の件なんですけれども、左上に4番の屋外広告物及び屋外を対象とする広告物等ということで、及び以降が前の基準から見ると加わっていますよね。それから下のほうで、BとC、壁面利用広告と窓面利用広告の欄が、新しい基準だと2つに分けて少し詳しくなっていると思うんです。この辺もうちょっと詳しく説明をお願いできませんかね。特に、私、気になっているのが、窓の内側の広告をどのように扱うのかなというのがちょっと気になるんですけれども。

北原会長： 事務局よろしいですか。

加藤都市景観デザイン室長： 窓面利用広告というふうにここでは書き込んでございます。現在の環境デザインマニュアルの中でも窓の内側、または外側、もしくは両側に直接掲示してはならないという程度の表現はございます。しかしながら、それを直接掲示しなければいいのかというところの議論が地元企業の中でございました。どちらかと商業施設を持っているビルとしてはテナントさんの意向をくみたいので、どんどん内側から外側に、外側直接なかなかいろいろな意見が出て厳しいので、内側から外側に見せてあげようという思いがございます。しかしながら、そういうテナントさんを抱えてない企業さんからすると、幕張新都心の気配がかなり乱れてしまうということで、何とかそれをコントロールできないかというお話しがございました。で、ただ、その辺のバランス、出したいというビルさんと何とか抑えたいというビルがいらっしゃいまして、その間をうまく落としどころを探す、言葉の中でうまく

バランスをとるということで、このような窓の内側、また外側、もしくは両側に掲示しないということと、ただし周辺の景観に調和したデザインを行い、にぎわいを演出するものについてはこの限りではない。要は、見た感じよければ、そういう広告物については特段制限しなくてもよろしかろうというようところで落ち着きました。

北原会長： 八木さん。

八木委員： 私、ちょっと気になっているのは、そこらの部分なんですけれども、この文章は、周辺の景観に調和したデザインを行いにぎわいを演出するもの、こちら辺の解釈は難しいんじゃないかと思うんです。すみません。

北原会長： この件については、ぜひ田口さんのご意見をいただきたいと思います。

田口委員： 全く八木委員と同感なんですけれども、この景観形成基準、屋外広告物については、ほぼこれでいいのかなということは感じてまいりましたけれども、今の点は、まず直接掲示しないと断定しておいて、その後ただし周辺というのは、運用がすごく大変だろうと思います。それと、私は、余りこの地区、この指定された地区、大変よく知っているんですけれども、やはりタウンセンター地区と業務研究地区は、先ほどのお話しには余り区分しないというお考えがあるようなんですけれども、やはり広告物についてはちょっと無理があるのかなと。この窓面の広告についても、特に業務研究地区は、窓の内側等々、やっぱりこれは少し制限したほうがいいんじゃないかと。つまり、ただしというような言葉で、デザインがよければいいというのは、ちょっと無理があるのかなと。

例えば、非常に簡単につくれるわけですね、窓の内側から張るものというのは、これはデザイナーが関与しないでつくったものが張られていくというのが割に多いものですから、ただしデザインがいいというようなものは余り出てこないと。ですから、タウンセンター地区の場合と、業務研究地区、少し考えを分けておいたほうがいいんじゃないかという気がいたします。にぎわいをつくるということ、それから、どうしてもテナントさんが情報を発信したいというお気持ちはよくわかりますので、何だか対応してあげなければならぬんですけれども、やはり景観を整えていこうという目標のもとに何かの基準をつくるのであれば、やっぱり美しさに向かって何らかの基準をつくるというのが基本だと思いますので、そういった意味では、お気持ちはわかりますけれども、地区ごとに基準を変えておくというようなことは必要かと思えます。業務研究地区も低層は結構飲食店が入っているわけです。ここは出してくるわけです。ところが今申し上げたように非常に安易な、本当に簡単な手づくりのチラシ程度のものを張る場合が大変多いと。あるいは、期間限定ではない、長期的に掲出するものにしても、やはりかなり簡単につく

られてしまうものが多いんです。長期的に使おうということでデザインをいろいろ考えたというものがなかなか出にくい広告物ですので考えたほうがいいと思います。ここはちょっと基準をつくり直す必要があるんじゃないかと、私は思いますけれども。

北原会長： どうもありがとうございます。

八木さん、田口さんから、ご指摘、ご意見をいただきました。多分他の委員さんからもご意見があると思うんですが、この件に関しては、幸か不幸か、今回の地区指定の中の景観形成基準には屋外広告物が含まれないということで、先ほどのスライドの9ページで屋外広告物条例で地区制度を導入して景観保全を図る。今後の検討課題になっています。このときに、ぜひ十分に議論をしていただきたいと。

事務局のほうでは、屋外広告物等の景観形成基準は、業務研究地区とタウンセンター地区を分けたほうがいいんじゃないかというご指摘をいただきました。広告物の場合だと、やっぱりかなりこの地区の性格によって変わってくると思うので、この点をぜひ受けとめていただいて、今後の検討をお願いしたいと思います。

田口委員： それと、さっき防災の話が出たんですけども、この窓面の広告で、窓にかぶって設置しないというのは防災上なんです。実は新宿で大変な火事で、たくさんの死者が出たビルが窓面に全部広告物をかぶせてしまって逃げられなかったと。その大きな事件の後、こういった言葉がかなりあちこちの基準で出てきたの、これが防災の一つの大きなものです。ですから、窓にかぶって、窓を覆うような形の設置をしないというのと、下の景観上の問題とは、ちょっと違うことなんだということをおそらく参考だけに申し上げておきます。ということの上で、ご回答をいただきます。

北原会長： ありがとうございます。

それでは、事務局お願いします。

加藤都市景観デザイン室長： ただいまご指摘をいただいたご意見につきましては、会長が導いてくれた屋外広告物条例等で整理していく課題ではありますけれども、貴重なご意見ということで、今後まちづくり協議会と調整しながら検討していきたいと思っております。どうもありがとうございました。

北原会長： どうもありがとうございます。

屋外広告物に関しては、また恐らく次回ぐらいの審議会で検討していただくことになると思いますので、事務局はその前に委員の皆さんのご意見を十分に伺って、案を作成していただければと思います。

さて、ほかにかがででしょうか。

そろそろよろしいでしょうか。

それでは、議事の1について、千葉市から諮問のありました千葉市景観計画の変更について、挙手で賛否を取りたいと思います。

まず、賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

北原会長： ありがとうございます。

賛成全員です。承認ということで答申をさせていただきます。ありがとうございました。

次に、議事2の第1回千葉市都市文化賞について、事務局から説明をお願いします。

加藤都市景観デザイン室長： それでは、ご説明させていただきます。

こちらは、去年のご報告という形になりますけれども、都市文化賞ですけれども、都市文化賞は、昭和63年度から平成21年度まで実施してまいりました千葉市優秀建築賞という賞を発展させたもので、昨年度が第1回となりますが、このことを別紙実施報告書にて概略説明させていただきたいと思えます。緑色というか薄水色のお手元にお配りさせていただいています実施報告書です。

資料の1ページから9ページまでは、実施要綱・要領、応募要領でございます。10ページを開いてください。

5、実施経過でございます。

平成23年度は、7月4日に開催されました第1回都市景観総合審議会で表彰選考部会の設置について承認されました。総合審議会後、第1回表彰選考部会を開催いたしました。そこで、実施要綱・要領、応募要領等についてご審議いただき、年間スケジュールを決定いたしました。

去年の応募期間は、9月1日から10月15日までの1カ月半として決めました。

応募の件数は33件、推薦件数は30件ありました。各部門別の推薦件数の部門別の割合は16ページに整理しております。後でござらんください。16ページのほうで、景観部門、建築部門、小道具部門、まちづくり部門と、それぞれ今言いました30件、33件の内訳を記載しております。

10ページのほうに戻っていただきまして、11月21日に第2回表彰選考部会を開催し一次選考を行いました。写真、推薦書類、建物概要、スライド等により、30件のうちから14件を選考いたしました。

次に、12月23日には、第3回表彰選考部会を開催し二次選考を行いました。14件の候補すべてについて現地審査を行った後、優秀賞8件、入選6件を選考いたしました。選考作品につきましては、後ほどスクリーンでご紹介いたします。

3月21日には、千葉生涯学習センターで「千葉市都市文化賞シンポジウム2011」と銘打った表彰式を開催いたしました。第一部を表彰式、第二部を優秀賞の設計者や選考部会長などによるパネルディスカッションを実施いたしました。参考までに、シンポジウムで使用いたしましたリーフレットをお手元に配付しておりますので、後ほどごらんください。

それでは、資料からスクリーンのように目を移していただきたいと思えます。優秀賞からご説明いたします。

初めに、景観部門の優秀賞、千葉市ゆかりの家いなげでございます。稲毛区にある木造平屋建ての戸建て住宅でございます。

次に建築部門の優秀賞でございます。緑区にあるホキ美術館でございます。鉄筋コンクリート一部鉄骨造の美術館でございます。

同じく建築部門で、稲毛区にある園生ABCでございます。木造2階建ての戸建て住宅3棟となります。

同じく建築部門で、中央区にあるさくさへ坂通り診療所でございます。木造2階建ての診療所でございます。

同じく建築部門で、稲毛区にある京葉銀行みどり台支店でございます。鉄筋コンクリート造2階建ての銀行でございます。

同じく建築部門で、稲毛区にある千葉大学工学部10号棟トイレ及び2号棟改修でございます。大学構内にある10号棟トイレ及び2号棟ホールでございます。

同じく建築部門で、稲毛区にある千葉市稲毛保健福祉センターでございます。鉄骨造3階建ての保健福祉センターでございます。

次にまちづくり部門でございます。幕張ベイタウン協議会でございます。幕張ベイタウン協議会は住民活動が活発で、ベイタウンコアの整備や公園の管理など、市民参加を積極的に行っている団体でございます。

次に、入選作品をご紹介します。初めに、建築部門でございます。

中央区にあるJFEケミカル・ケミカル研究所でございます。鉄骨造2階建ての研究施設でございます。

同じく建築部門で、中央区にある淑徳大学千葉キャンパス15号館でございます。鉄骨造一部鉄筋コンクリート造10階建ての大学でございます。

同じく建築部門で、花見川区にある千葉市立花園中学校でございます。鉄筋コンクリート造3階建ての中学校でございます。

同じく建築部門で、稲毛区にある千葉市若葉消防署でございます。鉄筋コンクリート造2階建ての消防署でございます。

同じく建築部門で、中央区にある独立行政法人国立病院機構千葉医療センターでございます。鉄筋コンクリート造一部鉄骨造8階建ての病院ござい

ます。

終わりに、小道具部門でございます。

中央区にある情報発信ビジョン「ちばチャンネル」タッチビジョンでございます。

以上、優秀賞8件、入選6件、合計14件でございます。

これで、議事2のご報告を終わりにいたします。

北原会長： どうもありがとうございました。

事務局から第1回千葉市都市文化賞について説明をしていただきましたが、ご質問、あるいはご意見等ございましたらお願いいたします。

植草さんお願いします。

植草委員： 3月21日の千葉市都市文化賞のシンポジウムに参加させていただきました。選考の委員の先生方どうもお疲れさまでした。

そのときに、この選考の理由、講評とかを伺いまして、各受賞作品それぞれこういう理由なのかなということ、非常に感心したというか、なるほどと思ったんですけれども、ただ、ちょっと一つ思ったことが、千葉大学工学部のトイレ、これ選考した理由というのが、もともと余りきれいじゃないというか、特に女子なんかほとんど使いたがらないというので、学生さんたちが自主的にコンペをして、こういうのをつくりたいというものをつくって、それを実現したという話を聞いて非常に意義があるなと思って、本当に感心しました。ただ、一つ残念なのは、これ見に行きたいなと思ったときに、大学ですから、行ってみせてくださいと言えれば見れると思うんですけれども、何か余り何ていうんですか、ぱっと行ってみれるものじゃないなという気がしたんです。今回は、これはそういう意義があるということによろしいかと思うんですけれども、今後、都市文化賞を選定していく上で、例えば個人の住宅、例えば庭園とか、建物で、市民にちょっとぱっと目に触れないものとかで非常にいいものがあつたときに、それをどう千葉市の人に伝えていくというか、例えば個人だったらやたらに人に見に来てもらったら嫌だとか、困るということもあるんじゃないかと、その中で、パブリシティーというんですか、それをどうやってやって、市とか、こういうところで講評というか、市民の人々に伝えていくかという方法をどうしたらいいのかなということ考えたんですけれども、今回は、千葉駅の地下道にパネル展をされたということなんですけれども、何かそういうことで今後考えていることってありますでしょうか。

北原会長： 事務局サイドから。

前橋都市景観デザイン室主査： まず第1回ということで、まず実施するところはかなりエネルギーを使ってしまったと。その後のフォローというのは確かにまだ

十分ではないのかもしれないというふうに認識しております。パネルをせっかくつくっておりますので、こちらを各区役所に展示するとか、いろいろな方法はあろうかと思えます。今のお話を参考にしまして、今後、第2回においては、というところで、いろいろ展示方法、もしくは皆さん方により目に触れることができるように考えたいと思えます。

植草委員： よろしくお願ひします。どうもありがとうございました。

北原会長： 栗生さんから何か一言あります。

栗生委員： 先ほど、北原会長からもご紹介ありましたけれども、これ、第1回とはいいながら、昭和63年から22回という大変長きにわたって実施されてきた千葉市優秀建築賞、これは自治体の中でこれだけ長くつながっているこういう賞というのはほとんど私は知らないぐらい珍しい。これこそが都市文化だというふうに思うんです。これは私の総評の中にも書きましたけれども。それで、実は受賞されたものを本にして出しました。ですから、そういう形での広報のあり方、それから、今過去にもやってきたわけですけども、受賞作品をパネルにしたものを千葉市のしかるべきところに展示して一般の人にしらしめる。実はこのシンポジウムにぜひたくさんの方に来ていただきたい。そのための広報活動というものももっともっとして、来ていただいた方はおわかりだと思ふんですけども、設計者、あるいはまちづくり関係者、あるいは小物をつくった人たちの制作意図だとか、それによる社会的な効果というものがよく理解できると思ふので、その辺もこれから事務局の方、なかなか大変だとは思ふんですけども、一般にしらしめる。これは市内だけではなくて、全国に千葉市はこういうことをやっているんだと、こういういいものがたくさんあるぞというものをPRしていく、そのための一つのツールにしていなければなと思ふ。

北原会長： どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。第1回ということで、建築部門については長い歴史があるんですが、景観部門、まちづくり部門、あるいは小道具部門といった分野については、手探りで進められたところもあるように思ひます。そういう意味で、今回の経験を踏まえて今年度の第2回がさらに充実することを期待してあります。よろしく委員の皆さんお願ひいたします。

それでは、ほかにご質問がないようでしたら、議事の2の報告についてこれで終わりにいたします。

続いて、次第の6ですが、その他について、これ事務局から何かありますか。ございましたらお願ひします。よろしくお願ひします。

加藤都市景観デザイン室長： それでは、表彰選考部会についてお知らせします。

本審議会終了後、同じ会場で平成24年度第1回表彰選考部会を開催いたしますのでよろしくお願いいたします。お疲れのところ大変申しわけございませんが、部会の委員の皆様におかれましては、いましばらくおつき合いいただきたいと思っております。

また、議事1にありました第3回景観総合審議会を、先ほど会長からも言われておりますけれども、11月ごろを考えたいと思っておりますので、これにつきましては、詳細が決定次第、委員の皆様にご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

北原会長： どうもありがとうございました。本日は、千葉市景観計画の変更についてということで、幕張新都心中心地区を景観形成推進地区の第1号として指定するという事について答申ができることになりました。幕張は、これまでも、全国的に見ても非常に高い水準の景観形成に取り組んできた地区ですので、これまでの実績を踏まえて、それを守り育てていく景観形成推進地区、そのための基準づくりということで、今後の第2号以降の地区指定にも大きなモデル的な役割を果たせるのではないかなと思っております。ただ、委員の皆さんからご指摘いただきましたように、屋外広告物等につきましては課題が残っているのので、次回の審議会までに事務局のほうで十分にまた案を練っていただいて、皆様のご意見をいただければと思います。

それから、第2号、第3号の地区の候補はありますが、それだけでなく、幕張新都心においては周辺が地区指定され、そのあいだが真っ白になるような間の抜けた景観形成にならないような積極的な取り組みも進めていただければということでもよろしくお願いいたします。

また、千葉市都市文化賞についても、本年度の第2回がますます充実することを選考委員の皆さんにお願いして、以上ですべて審議、議事は終了しましたので、本当に長時間にわたり貴重なご意見をありがとうございました。

これで進行を司会のほうにお返しいたします。

前橋都市景観デザイン室主査： ありがとうございました。

これを持ちまして、第2回千葉市景観総合審議会を閉会させていただきます。北原会長、委員の皆様方大変お疲れさまです。ありがとうございました。

では、傍聴者の方からご退席のほうをよろしくお願いいたします。審議会の資料をお帰りの際にお返しいただければと思います。審議会の秩序の維持にご協力いただきましてありがとうございました。

— 以上 —

午後3時33分 閉会

上記会議録は、事実と相違ないことを確認し、ここに署名押印する。

会議録署名人

会 長

委 員

問い合わせ先 千葉市都市局都市部都市計画課
都市景観デザイン室

TEL 043-245-5307

FAX 043-245-5627

E-mail keikaku.URU@city.chiba.lg.jp